

NPO 法人 PURE JOY 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 PURE JOY という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を堺市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、飼育放棄などにより保健所に収容された犬、劣悪な環境に置かれた犬を一時的に保護すること。

その犬に適切な医療を受けさせ、里親探しを行い、保護期間中の飼育、しつけ、ケアをすること。

里親さんへの引き渡し及び適切な飼育環境、方法を教育し、飼育放棄などにより行き場を失う犬をなくすこと。

人と犬が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 保護犬の引き取り、飼育、里親への引き渡し事業
- ② 里親募集を含む啓発事業
- ③ この法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
 - (2) 監事1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。
(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく

これを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由により総会に行くことができない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)等の方法により表決することができる。

4 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法若しくはオンライン会議システム等の方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、記名押印又は電子的方法により認証する。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム等の方法により表決することができる。

4 前 2 項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 岸本 綾子

副理事長 泉 郁代

副理事長 川嶋 さかえ

副理事長 柴辻 恭子

監事 末延 名保恵

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 3 0 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 なし

正会員会費 なし

(2) 賛助会員入会金 なし

賛助会員会費 1, 0 0 0 円 (1 年間分)

役員名簿

NPO 法人 PURE JOY

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	きしもと あやこ 岸本 綾子		無
理事	いずみ いくよ 泉 郁代		無
理事	かわしま さかえ 川嶋 さかえ		無
理事	しばつじ きょうこ 柴辻 恭子		無
監事	すえのぶ なほえ 末延 名保恵		無

設立趣旨書

NPO 法人 PURE JOY
設立代表者 岸本綾子

1. 設立の趣旨

近年、全国的に犬の飼育放棄や多頭飼育崩壊、繁殖放棄が深刻化しており、自治体の収容施設や民間シェルターには生活の場を失った犬が増え続けています。特に成犬・高齢犬・障がいのある犬は譲渡の機会が少なく、過酷な状況のまま命を落とすケースも少なくありません。こうした問題は社会全体の意識や制度の不十分さに起因しており、一団体だけの努力では解決に至りません。犬たちを救う活動と同時に、正しい飼育知識の普及、命を迎える責任の啓発、地域住民・行政・教育機関との連携が不可欠です。

そのため私たちは、保護・治療・ケア・譲渡の一連の支援を中心としながら、社会全体で命を守る仕組みを作ることを目的に、NPO 法人「PURE JOY」を設立するものです。

2. 設立の背景

PURE JOY は任意団体として保護犬活動に取り組み、保護と譲渡の支援を継続してきました。しかし、救助を待つ犬は後を絶たず、活動を安定継続させるには法的信頼性・社会的認知・協力体制の構築が必要です。

NPO 法人化により、以下の点を実現したいと考えています。

- 寄付や助成金を活用し、継続可能な保護体制を整える
- 地域住民・自治体・企業・学校などと連携をする
- 透明性のある運営を行い、社会から信頼される組織となる

3. 活動内容

PURE JOY は、以下の活動を行います。

1. 行政機関・飼い主放棄等によって行き場を失った犬の保護
2. 健康状態の改善・必要な治療・リハビリ・生活ケア
3. 適切な飼育環境の調査・譲渡会開催による新しい家族への橋渡し
4. 正しい飼育知識・終生飼育の責任・繁殖に関する啓発活動
5. 保護犬活動への参加機会提供（ボランティア・イベントなど）
6. 行政・地域・教育機関・民間団体との連携促進

7. 犬と人が共生できる地域コミュニティの形成

4. 期待される効果

PURE JOY の活動により、次の効果が期待できます。

- 犬の殺処分や放棄、劣悪飼育環境の減少
- 犬の命を守る社会意識の向上
- 正しいペット飼育の普及によるトラブル防止
- 犬と人が豊かに共生できる地域社会の実現
- 子どもたちへの命の教育・情操教育への貢献

私たちは、犬の存在がもたらす「純粋な喜び（PURE JOY）」を社会へ広げ、犬も人も安心して暮らせる未来を作りたいと願っています。

初年度事業計画書

(成立の日から2027年3月31日まで)

NPO 法人 PURE JOY

I 事業の実施方針

この法人は、飼育放棄などにより保健所に収容された犬、劣悪な環境に置かれた犬を一時的に保護します。

その犬に適切な医療を受けさせ、里親探し、保護期間中の飼育、しつけ、ケアを行います。里親さんへの引き渡し及び適切な飼育環境、方法を教育し、飼育放棄などにより行き場を失う犬をなくすことに取り組みます。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

① 保護犬の引き取り、飼育、里親への引き渡し事業

(1) 動物の保護および福祉に関する事業

【内 容】 行政機関、個人等からの相談により、行き場を失った犬を保護し、譲渡までの間、適切な飼養管理を行う。

【実施場所】 堺市内

【実施日時】 通年

【受益対象者の範囲】 行き場を失った犬

【初年度実施予定】 保護頭数 10 頭程度

【収入】 0 万円

【事業に関する経費の見込み】 飼養管理費等 30 万円

(2) 医療ケア、健康管理事業

【内 容】 保護した犬に対し、獣医師の協力のもと、健康診断、ワクチン接種、不妊・去勢手術等の必要な医療ケアを実施する。

【実施場所】 大阪府内の動物病院

【実施日時】 通年

【受益対象者の範囲】 保護された犬

【初年度実施予定】 医療ケア実施予定頭数 10 頭程度

【収入】 0 万円

【事業に関する経費の見込み】 医療費 70 万円

(3) 譲渡推進、里親支援事業

【内 容】 保護犬の新たな飼い主を見つけるため、譲渡会の開催および里親希望者との面談、譲渡後の相談対応を行う。

【実施場所】 大阪府内

【実施日時】 年 30 回程度

【受益対象者の範囲】 保護犬の里親希望者

【初年度実施予定】 譲渡成立目標頭数 10 頭程度

【収入】 0 万円

【事業に関する経費の見込み】会場費、広報費等 10万円

②里親募集を含む啓発事業

(1)啓発、広報事業

【内 容】動物福祉の理解促進を目的として、SNS やホームページ等を活用した情報発信
および啓発活動を行う。

【実施場所】大阪府内

【実施日時】通年

【受益対象者の範囲】一般市民

【収入】0万円

【事業に関する経費の見込み】広報費等 10万円

初年度活動予算書
 成立の日から2027年3月31日まで

NPO法人 PURE JOY
 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	1,200,000	
施設等受入評価益	0	1,200,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
動物の保護および福祉に関する事業収益	0	
医療ケア、健康管理事業収益	0	
譲渡推進、里親支援事業収益	0	
啓発、広報事業収益	0	0
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		1,200,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
臨時雇賃金	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
飼養管理費	300,000	
医療費	700,000	
会場費、広報費	200,000	
会議費	0	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	1,200,000	
事業費計		1,200,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		1,200,000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

翌年度事業計画書

(2027年4月1日から2028年3月31日まで)

NPO 法人 PURE JOY

I 事業の実施方針

この法人は、飼育放棄などにより保健所に収容された犬、劣悪な環境に置かれた犬を一時的に保護します。

その犬に適切な医療を受けさせ、里親探し、保護期間中の飼育、しつけ、ケアを行います。里親さんへの引き渡し及び適切な飼育環境、方法を教育し、飼育放棄などにより行き場を失う犬をなくすことに取り組みます。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

①保護犬の引き取り、飼育、里親への引き渡し事業

(1)動物の保護および福祉に関する事業

【内 容】行政機関、個人等からの相談により、行き場を失った犬を保護し、譲渡までの間、適切な飼養管理を行う。

【実施場所】堺市内

【実施日時】通年

【受益対象者の範囲】行き場を失った犬

【翌年度実施予定】保護頭数 10 頭程度

【収入】0 万円

【事業に関する経費の見込み】飼養管理費等 30 万円

(2)医療ケア、健康管理事業

【内 容】保護した犬に対し、獣医師の協力のもと、健康診断、ワクチン接種、不妊・去勢手術等の必要な医療ケアを実施する。

【実施場所】大阪府内の動物病院

【実施日時】通年

【受益対象者の範囲】保護された犬

【翌年度実施予定】医療ケア実施予定頭数 10 頭程度

【収入】0 万円

【事業に関する経費の見込み】医療費 70 万円

(3)譲渡推進、里親支援事業

【内 容】保護犬の新たな飼い主を見つけるため、譲渡会の開催および里親希望者との面談、譲渡後の相談対応を行う。

【実施場所】大阪府内

【実施日時】年 30 回程度

【受益対象者の範囲】保護犬の里親希望者

【翌年度実施予定】譲渡成立目標頭数 10 頭程度

【収入】0 万円

【事業に関する経費の見込み】会場費、広報費等 10万円

②里親募集を含む啓発事業

(1)啓発、広報事業

【内 容】動物福祉の理解促進を目的として、SNS やホームページ等を活用した情報発信
および啓発活動を行う。

【実施場所】大阪府内

【実施日時】通年

【受益対象者の範囲】一般市民

【収入】0万円

【事業に関する経費の見込み】広報費等 10万円

翌年度活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

NPO法人 PURE JOY
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄附金		0	
受取寄附金	1,200,000		
施設等受入評価益	0		
3. 受取助成金等		1,200,000	
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
動物の保護および福祉に関する事業収益	0		
医療ケア、健康管理事業収益	0		
譲渡推進、里親支援事業収益	0		
啓発、広報事業収益	0		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計			1,200,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
飼養管理費	300,000		
医療費	700,000		
会場費、広報費	200,000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	1,200,000		
事業費計		1,200,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			1,200,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0